

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月12日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第19号

刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市税条例施行規則（昭和45年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

市民税を減免する必要があると認められる者	減免の額
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受ける者	当該扶助を受けることとなった日からその理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る納付税額の全部
イ 単身者又は同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者のうち、前年中の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条	前年中の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の見込額の減少割合を当該年度の到来する納期の合計所得金額に係る納付税額に乗じて得た額

<p>の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得などの金額がある場合には、当該金額を含む。以下この項及び宇野港並びに次条第1項第2号において同じ。)が300万円と法第314条の2第2項第1号に定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額との合計金額以下で、かつ、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者(定年退職した者、自己の責めに帰すべき理由により解雇された者、正当な理由がなく自己の都合により退職した者その他これらに準ずる者を除く。)</p>	
<p>ウ 当該年度の賦課期日後に死亡した当該納税義務者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が135万円(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額と189,000円との合計金額を加算した額)以下の場合</p>	<p>当該納税義務者の死亡後に到来する納期に係る納付税額の全部(当該納税義務者の死亡後においてもなお所得の生ずる資産等として承継されることが見込まれる資産等に係る税額を除く。)</p>
<p>エ 賦課期日現在において所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号の規定に該当する勤労学生</p>	<p>所得割額の全部</p>

第4条第4項中「第1項の表中「エ」に該当する」を「第1項の表エの項に掲げる」に改める。

別表63の項の次に次のように加える。

63の2	特定小型原動機付自転車の試乗標識
------	------------------

様式第15号中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に改める。

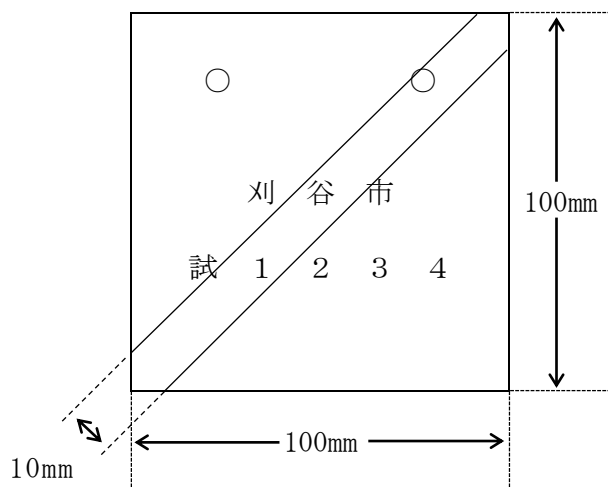
様式第63号備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 この標識は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車を対象とする。

様式第63号の次に次の1様式を加える。

様式第63号の2

特定小型原動機付自転車の試乗標識



※「試」の文字に4桁の数字

備考

- 1 この標識は、特定小型原動機付自転車を対象とする。
- 2 標識の地の塗色は、白色とする。
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。
- 4 斜線の塗色は、赤色とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。